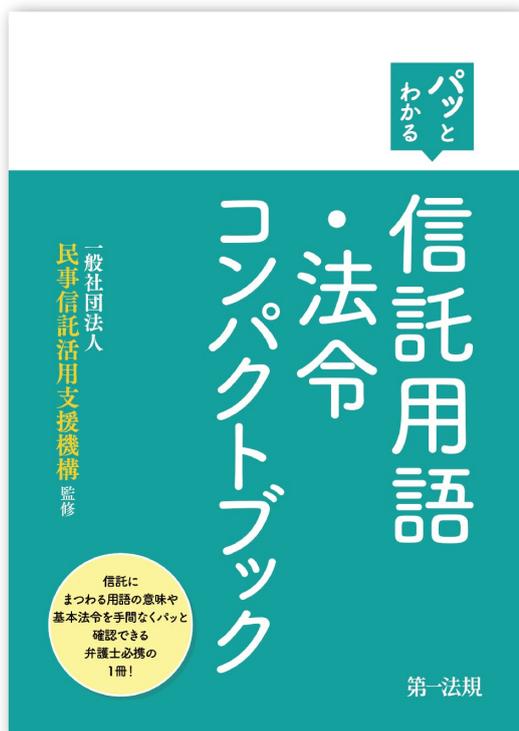


信託に関する用語・法令がノックと確認できる!

# ノックとわかる 信託用語・法令コンパクトブック

[監修] 一般社団法人民事信託活用支援機構 B6判 / 324頁 定価:2,700円+税



## 本書の特長

- ◆ 信託実務の専門用語を厳選し、解説!
- ◆ 関連する法令の条文も確認できる!
- ◆ 用語と法令を押さえられるコンパクトな一冊!

### 第1編

### 用語解説

- 1 総則
- 2 信託財産等
- 3 受託者等
- 4 受益者等
- 5 信託関係人
- 6 委託者
- 7 信託の変更等
- 8 終了・清算
- 9 特例信託
- 10 信託業法
- 11 民法
- 12 税法

### 第2編

### 信託関連法令

- 信託法  
信託法施行令(抄)  
信託法施行規則(抄)  
信託計算規則(抄)  
信託業法(抄)  
信託業法施行令(抄)  
旧信託法  
所得税法(抄)  
法人税法(抄)  
相続税法(抄)

50音索引

こちらと合わせて、  
信託実務の基本  
を押さえられる!



『ノックとわかる 家族信託コンパクトブック  
— 弁護士のための法務と税務 —』



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 信託を扱う弁護士必読の書！

**No.099 限定責任信託**

関連する条文 **信託法9条 420**  
 関連・類似用語 **信託財産限定責任負担債務 (No.039)**

全ての信託財産責任負担債務について、受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う信託をいう。信託財産責任負担債務については、受益債権その他の信託法21条2項各号に定める債務を除き、受託者は信託財産のみならずその固有財産をもってしても履行の責任を負う（無限責任）ものであるが、限定責任信託においては受託者は固有財産での責任を負わない。

従来は、受託者の無限責任の排除については、受託者が個別の取引の相手との間で責任財産限定特約を締結することで対処してきたが、より一般的に受託者の責任を限定することで、専門的な能力・技術を有する人材を受託者として幅広く活用するため、現信託法においてこの制度が導入された（寺本昌広「逐条解説 新しい信託法（補訂版）」商事法務（2008年）415頁）。

信託行為において、全ての信託財産責任負担債務について受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う旨の定めをし（同法216条1項）、一定の事項を規定し（同条2項）、さらに責任限定の旨を登記で公示（同条1項）しなければ効力を生じない。

限定責任信託においては、信託財産責任負担債務に係る債権に基づいて受託者の固有財産に属する財産に対して強制執行等や国税滞納処分をすることはできず、受託者はそれらの行為に異議を主張す

ることができる（同法217条）。ただし、信託財産責任負担債務のうち、受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によって生じた権利の権利者は、受託者の固有財産に対する強制執行等を行うことができる（同条1項かつこ書）。

限定責任信託の名称には限定責任信託という文字を用いなければならない（同法218条1項）、限定責任信託でないものについて名称・呼称中に限定責任信託と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない（同条2項）。

限定責任信託の受託者は、取引の相手方に限定責任信託である旨を示さねばならず、それを怠れば限定責任信託である旨を相手方に主張できない（同法219条）。

**No.100 責任財産限定特約**

関連する条文 **信託法22条2項4号 420**  
 関連・類似用語 **信託財産限定責任負担債務 限定責任信託 (No.099)**

責任財産限定特約とは、信託の取引によって生じた債務について、信託財産だけが責任を負い、受託者の固有財産を負わない旨の合意をい、信託法21条2項4号は、特約の有効性を確認した規定である（道垣内弘人編著「法」弘文堂（2017年）105頁）。

信託財産責任負担債務には、受託者の固有財産まで責任を負う債務と受託者の固有財産が責任財産にならない信託

複雑な信託業務に  
関わる用語・法令を  
しっかり押さえて、  
適切な対応ができる  
ようになる！

平成18年12月15日法律第108号

## 信託法

第1章 総則

第1条 信託の要件、効力等については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

第2条 この法律において「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。

2 この法律において「信託行為」とは、次の各号に掲げる信託の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- 1 次条第1号に掲げる方法による信託 同号の信託契約
- 2 次条第2号に掲げる方法による信託 同号の書面
- 3 次条第3号に掲げる方法による信託 同号の書面又は電磁的記録（同号に規定する電磁的記録をいう。）によつてする意思表示
- 4 この法律において「信託財産」とは、受託者に属する財産であつて、信託により管理又は処分をすべき一切の財産をいう。
- 5 この法律において「委託者」とは、次条各号に掲げる方法により信託をする者をいう。
- 6 この法律において「受託者」とは、信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者をいう。
- 7 この法律において「受益者」とは、受益権を有する者をいう。
- 8 この法律において「受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に對し負う債務であつて信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（以下「受益債権」という。）及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に對し一定の行為を求めることができる権利をいう。
- 9 この法律において「固有財産」とは、受託者に属する財産であつて、信託財産に属する財産でない一切の財産をいう。
- 10 この法律において「信託財産責任負担債務」とは、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務をいう。
- 11 この法律において「信託の併合」とは、受託者を同一とする2以上の信託



詳細・お申し込みはこちら → **第一法規ストア** **検索** CLICK!

申込書〈第一法規刊〉			
書名		価格	部数
パッとわかる 信託用語・法令コンパクトブック	[072413]	定価 <b>2,970円</b> (本体 <b>2,700円</b> )	部
パッとわかる 家族信託コンパクトブック — 弁護士のための法務と税務 —	[058750]	定価 <b>3,080円</b> (本体 <b>2,800円</b> )	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
 \*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。  
 \*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。  
 (いずれかをVで選択ください。) □代金引換により支払います。 □現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

**取扱い**

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX.0120-302-640

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

**ご住所**

\_\_\_\_\_

**事務所名**  公用  
 私用

\_\_\_\_\_

**フリガナ** \_\_\_\_\_

**ご氏名** \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

お客様の個人情報の取扱いについて  
 お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

書店印

信託用語法令 (072413) 2020.10 IMR